

加盟に関する規定

制定 平成 24 年 12 月 9 日
施行 平成 24 年 12 月 9 日
改定 令和元年 5 月 23 日
施行 令和 2 年 4 月 1 日

(総則)

第 1 条 日本高等学校・中学校ゴルフ連盟並びに地区・都府県高等学校・中学校ゴルフ連盟主催の各試合に参加できる資格は次の通りとする。

(加盟校)

第 2 条 学校は地区・都府県高等学校・中学校ゴルフ連盟に加盟したものに限る。各地区・都府県高等学校・中学校ゴルフ連盟は、6 月 30 日までに、その一覧を日本高等学校・中学校ゴルフ連盟に申請する。

2 全日制高等学校を除く、高等学校の取り扱いは下記のように定める。

(1) 分校の取り扱い

遠隔地または交通不便等理由で本校と同一行動できない分校は、日本高等学校・中学校ゴルフ連盟の承認を得ればそれぞれ単独で加盟することが出来る。承認された分校は、当該地区・都府県高等学校・中学校ゴルフ連盟に単独加盟することを要する。

(2) 全日制に併設する定時制・通信制の取り扱い

(イ) 全日制と定時制が同一学校であれば、同一校として加盟することが出来る。また全日制と定時制、それぞれ単独に加盟することも出来る。なお一旦、同一校として加盟した学校は、年度途中に加盟の変更はできない。

(ロ) 全日制と通信制、若しくは定時制と通信制が同一学校内にある場合、同一校として加盟することも出来る。なお一旦、同一校として加盟した学校は年度途中に加盟の変更はできない。

(ハ) ただし、全国高等学校ゴルフ選手権団体の部への出場は、1 校 1 チームとし、チームの編成は、同一校として加盟しても、同一課程の生徒で編成されなければならない。

(3) 通信制高等学校の取り扱い

通信制高等学校ゴルフ部の加盟については、当該地区・都府県高等学校・中学校ゴルフ連盟を通じて日本高等学校・中学校ゴルフ連盟の承認を得なければならない。加盟申請があった時点で日本高等学校・中学校ゴルフ連盟において慎重に検討する。

(4) 単位制高等学校の取り扱い

現在活動の実体が十分把握できないので加盟申請があった時点で日本高等学校・中学校ゴルフ連盟において慎重に検討する。

(5) 外国人学校の取り扱い

学校教育法第 83 条で認められた各種学校のうち、日本国内に居住する外国人を専ら対象とする学校について、地区・都府県高等学校・中学校ゴルフ連盟で当該校の教育課程並びに部活動状況を調査し、日本高等学校・中学校ゴルフ連盟が審査、承認したものは地区・都府県高等学校・中学校ゴルフ連盟に加盟することができる。

(個人加盟)

第 3 条 学校加盟した学校は、地区・都府県高等学校・中学校ゴルフ連盟にゴルフ部員全員を登録しなければならない。各地区・都府県高等学校・中学校ゴルフ連盟は、6 月 30 日までに、その一覧を日本高等学校・中学校ゴルフ連盟に申請する。

- 2 通学する学校が、地区・都府県高等学校・中学校ゴルフ連盟に加盟していない場合は、居住地区の地区・都府県高等学校・中学校ゴルフ連盟に個人加盟をしなければならない。
- 3 通学する学校にゴルフ部がある生徒は、ゴルフ部に入部せず個人加盟をすることができない。
- 4 広域通信制高等学校・単位制高等学校・外国人高等学校に関する生徒は、地区・都府県高等学校・中学校ゴルフ連盟に加盟を申請し、日本高等学校・中学校ゴルフ連盟が審査、承認したものは個人加盟することができる。
- 5 各地区・都府県高等学校・中学校ゴルフ連盟は、上記2・4項に該当する生徒を6月30日までに、日本高等学校・中学校ゴルフ連盟に申請する。

(登録費)

第4条 日本高等学校・中学校ゴルフ連盟定款第6・7条に基づき各地区・都府県高等学校・中学校ゴルフ連盟は下記の登録費を定められた期日までに支払らなければならない。

- (1) 加盟校登録費・・・・・・・・・・¥6,000×加盟校数
- (2) 個人登録費・・・・・・・・・・¥700×登録人数

(登録抹消・退会)

第5条 本連盟を退会する加盟校・個人加盟者が出た場合は、その都度遅滞することなく、所属する地区・都府県高等学校・中学校ゴルフ連盟に届け出るものとする。又、その加盟校・加盟者名を遅滞することなく、日本高等学校・中学校ゴルフ連盟に届けなければならない。

- 2 PGA及びJLPGAの資格規定により、プロ転向を希望する者は、通学する学校のゴルフ部にすみやかに退部届を提出し、所属する地区・都府県高等学校ゴルフ連盟に退会届を提出しなければならない。

(再加盟)

第6条 日本高等学校・中学校ゴルフ連盟を一旦退会した者若しくは登録が抹消された者が、再度加盟を希望する場合は、地区・都府県高等学校・中学校ゴルフ連盟に加盟を申請し、日本高等学校・中学校ゴルフ連盟が審査、承認した者は個人加盟することができる。

(事業参加資格)

第7条 加盟・登録された学校および個人は、日本高等学校・中学校ゴルフ連盟定款第4条の事業に参加できる。

- 2 所定の加盟・登録手続きを済ませないで日本高等学校・中学校ゴルフ連盟の事業に参加した学校および個人には、罰則を与える。

(追加登録)

第8条 6月30日以降、高ゴ連への加盟・登録を希望する場合は、各地区・都府県高等学校・中学校ゴルフ連盟の定めた期間に手続きの申し出をすることができる。

(登録申請書)

第9条 加盟・登録に関する各地区・都府県高等学校・中学校ゴルフ連盟からの申請書は、下記いずれかの方法をとること

- a) 各地区・都府県高等学校・中学校ゴルフ連盟へ申請した書類のコピー
- b) 日本高等学校・中学校ゴルフ連盟指定様式の加盟・登録書類